

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

## 第6回通常総会のご案内

第6回通常総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日 時 : 2021年5月17日(月) 午後4時00分～午後4時30分

会 場 : 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク事務所  
(宇都宮市中今泉2丁目7番19号 電話 028-678-8000)

議 案 : 第1号議案 2020年度事業報告・決算報告及び監査報告  
第2号議案 調査実施者からの報告  
第3号議案 2021年度事業計画及び予算承認の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、正会員の皆様には委任状による出席をお願いいたします。

## 2021年度検討委員会の活動報告

皆様には、いつもとちぎ消費者リンクの活動にご支援とご協力をいただき、ありがとうございます。

当検討委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、引き続き、オンラインによる会議を行っております。昨年、オンライン会議を始めた際には、取り急ぎ準備が整ったSkypeを利用し、ビデオなしのオンライン会議を行ってきました(検討委員の人数では、ビデオ付き会議ができなかったためです。)。当初、事案に集中できるなど好評な面もありましたが、運営をする立場からは、委員の皆様顔が見えず、事案に対する反応を見ることができない点で、進行が難しいと感じることがありました。

そこで、少しでも対面の会議に近づけるため、3月から、ビデオを利用できるZOOMでの会議に切替えました。ZOOMには、ビデオが利用できるほか、資料の共有もしやすいというメリットもあります。委員の皆様には切替えの手間をおかけしてしまいましたが、今後、ZOOMの利用により、オンライン会議がより活性化していくことを期待しています。

昨年度は、検討した案件も多く、忙しい1年でした。例えば、全国に店舗のあるスポーツクラブの会員規約について、数件の申入れ活動を行い、規約を改定していただく成果を上げることができました。また、県内のマラソン大会の規約についても申入れ活動を行い、規約を改定していただくことができました(詳細につきましては、当団体のホームページをご覧ください)。一昨年に当団体が適格消費者団体の認定を受け、その後、順調に成果を上げることができているという実感を持つことができた一年となりました。これも、会員の皆様のご支援・ご協力のおかげと感謝しております。引き続き、とちぎ消費者リンクへのご支援をよろしくお願い致します。

検討委員会委員長 島蘭佐紀

## 小山市教育委員会（おやま思川ざくらマラソン大会申込規約・大会規約）への 申入れ活動を終了しました

検討委員 消費生活相談員 富川 裕子

	問題となった規約の内容	申入れたこと	申入れの根拠	結果
1	マラソン大会への参加料について、過剰入金・重複入金の返金はしない。	「削除」すること	参加者は参加費を支払う義務がありますが、それを超える支払いをした場合、民法上、超過支払分は主催者に返還義務が生じます。しかし、超過分を返還しなかったとしたこの規約は、参加者の権利を制限する条項と言え、参加者の利益を一方的に害することから無効と考えられます。 (消費者契約法第10条)	削除されました
2	疾病及びその他の事故、紛失・毀損、公共交通機関及び道路事情等による遅刻、大会中の感染症への感染又は感染者への濃厚接触（これに付随する一切の損害）について、主催者は一切の責任を負わない。	「削除」すること	主催者が安全配慮義務を怠ったために事故が起きたり、注意義務を怠ったために預かった所持品を紛失したりなど、主催者が損害賠償責任を負うと考えられる場合があるにもかかわらず、「一切責任を負わない」とする条項は無効と考えられます。 (消費者契約法第8条1項1号・3号)	削除されました

## 株式会社カーブスジャパン（会員規約）への申入れ活動を終了しました

検討委員 弁護士 小島文恵

	問題となった規約の内容	申入れたこと	申入れの根拠	結果
1	破産または民事再生申立、もしくは任意整理の申立があったときに除名できる（強制的に退会させる）という規定	「削除」すること	毎月、しっかり会費を支払っていても強制的に退会できるとするものです。カーブスとの関係では支払の遅れがない場合でも解除できるとする条項は消費者契約法上、無効となりえます。	削除されました
2	事業者が、会員の事前の承諾を得ることなく、規約を改定できるという規定	「削除」か「適切な条項に修正」すること	事業者に一方的な規約の変更権を与えるものであり、消費者契約法上、無効となりえます。	「民法の規定に従い」、会員の事前の承諾を得ることなく規約を改定することができると改められました。民法では、定型約款の変更に際し、変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに認められる等の一定の制限を定めています。

## 株式会社カーブスジャパンに対する申入れ事項1によってどんな良いことが起きるのか

事務局長 服部 有

Aさんは、カーブスで運動をすることを楽しみにしています。カーブスと一緒に運動するお友達もできまし、インストラクターの先生の人柄も気に入っています。そのため、周りの方も、私がカーブスを楽しんでいることは分かっていました。

他方、私生活では、夫と離婚し、住宅ローンで買った土地建物を売却することになってしまい、連帯保証人として1000万円余りの借金が残ってしまいました。私も元夫も、1000万円の借金を返済することができず、破産するという選択をとることにしました。離婚によってアパートを借りることにしたのですが、それとは別に残ってしまった住宅ローンをお支払いすることは不可能です。

カーブスに通うことは、私生活で思う通りにいかないことへのストレスの解消にもなっていました。カーブスに対する会費の支払は遅れたことはありません。

Aさんの立場から「破産のとき除名される」という規定を読んでください。私がAさんなら「破産したことをカーブスに申出なければならないのか。」「自分から申し出てカーブスを辞めなければならないのか。」「破産したことをお友達やインストラクターの先生に知られてしまうのか。」という不安をもってしまいます。

しかし、とちぎ消費者リンクの申し入れにより「破産の申立があったときに除名できる」という規定が削除されたので、Aさんの不安は解消されました。

\* 事業者に送付しました申入書及び事業者からの回答書は、当会のホームページに公開しております。

### 3月13日 適格消費者団体連絡協議会（WEB）に参加しました

消費者庁報告、被害回復手続の報告、差止請求の報告（お試し商法）、差止請求の報告（そのほかの重要な案件）というプログラムで行われました。

消費者被害にあわないためにも、重要だと思われる2事例の報告をします。

#### 1 お試し商法の被害に対する報告

京都消費者契約ネットワークは、2016年から2020年まで、連絡協議会で報告があっただけでも8件の悪質な「お試し商法」に対する申入れをしています。

会社名	商品名	WEB上の表示の問題点
(合)BRONX	ナチュラルオリジナルスムージー	初回価格「980円」と表示されているが、1回980円で購入することができず、最低でも4回購入することが義務付けられ、4回の総額は1万4100円となる。
(株)ART OF LIFE	メタルマッスルHMB	初回のみ「500円」「初回なんと8,140円も得!」と表示されているが、最低4回購入しなければならず、2回目～4回目は6,480円を支払わなければならず、総額は19,440円となる。
(株)ラッシャーマン	ディープチェンジクレアチン	「初回実質無料 送料560円のみ」と表示されているが、最低でも4回購入しなければならず、2回目～4回目は7,840円を支払わなければならず総額24,080円となる。

空いた時間で、一緒に参加していた方と話していたところ、被害者の多くは、アフィリエイト上の広告から業者のWEBサイトに入っていきやすいようです。アフィリエイト上では、良いことばかりが目立つように書いてありますので、注意が必要です。

## 2 鍵のレスキュー

鍵の開錠、交換、製作や修理等に関するWEBサイト上の表示について、「鍵開け 4900円～」「鍵交換 8000円～」「鍵製作 8000円～」などと表示して、鍵にかかる作業の最低料金のみ表示し、あたかも、この額に近い料金で作業が可能であると思わせています。WEBサイトの鍵の作業料金スピード見積りのページから3つの質問に答えるだけでお見積り結果が出て「〇〇〇〇円～」※状況によりお値段が前後することがございますので予めご了承ください。」と表示されます。

しかし、表示された金額の前後とは言い難い、10数万円から20万円もの高額な料金が請求されることもあるようです。

そこで、適格消費者団体（消費者被害防止ネットワーク東海）は、鍵にかかる作業の最低料金のみ表示し、これに近い料金で作業が可能であるかのような表示をしないことの申し入れをされたとのことです。これに対し、現時点では全く応じてもらえていない状況のようです。

次回の適格消費者団体連絡協議会は、9月4日に行われる予定で、とちぎ消費者リンクが司会を担当する予定です。

事務局長 弁護士 服部 有

## 理事会・委員会などの日程

4/20（火）消費者ネットワーク	5/17（月）第6回通常総会	6/8（火）消費者ネットワーク
4/22（木）第8回理事会	5/25（火）消費者のつどい	6/8（火）第2回検討委員会（WEB）
4/26（月）第1回検討委員会（WEB）		6/21（火）第1回理事会

## 2021年度の会費の納入をお願い致します

会員の皆さま、2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の会費の納入をお願い致します。

お振込みの方法 郵便払込取扱票 または、ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 〇292787

また、とちぎ消費者リンクの活動に賛同してくださる方（個人・団体）がいらっしゃいましたら、ご紹介ください。

年会費 個人正会員	3000円	個人賛助会員	1000円
団体正会員	10000円	団体賛助会員	5000円

## 加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: [cont@tochigilink.org](mailto:cont@tochigilink.org) URL: <http://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費者ホットライン 188（いやや!）にお電話を！  
お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します。